

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

円」を「19,900円」に、「25,300円」を「25,200円」に改める。

別記第9号様式別紙中

「 | 中 学 校 生 徒 | 人 | | | | 」

を

「 | 中 学 校 生 徒 | 人 | | | | |
| 高 等 学 校 等 生 徒 | 人 | | | | | 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第33条第3項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

目 次	ページ
規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)	21
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)	21
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	21
○道路の供用の開始..... (道路課)	22
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	22
支庁告示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	22
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	22

告 示

北海道告示第464号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北海土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成18年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・ 監事の別	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	黒 島 勝太郎	空知郡栗沢町字砺波433番地	岩見沢市栗沢町砺波433番地
同	石 黒 武 美	同 北村字中央265番地	同 北村中央265番地
同	星 野 節 雄	同 字砂浜4442番地	同 砂浜4442番地
同	三 嶋 清 治	同 栗沢町字上幌2698番地	同 栗沢町上幌2698番地
監 事	有 澤 邦 晴	同 字岐阜122番地	同 岐阜122番地
同	尾 田 則 幸	同 北村字豊正392番地	同 北村豊正392番地

北海道告示第465号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(桜岡地区ため池等整備[一般型])事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年5月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第85号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「238万5,000円」を「234万2,000円」に改める。

第31条第3項中「51万円」を「50万円」に改める。

第33条第3項中「19万3,000円」を「19万9,000円」に、「15万4,400円」を「15万9,200円」に改める。

別表第1の1の事項中「17,300円」を「17,200円」に、「22,200円」を「22,100円」に、「32,700円」を「32,600円」に、「39,100円」を「39,000円」に、「49,600円」を「49,500円」に、「28,500円」を「28,400円」に、「36,800円」を「36,700円」に、「51,400円」を「51,200円」に、「60,300円」を「60,100円」に、「75,600円」を「75,400円」に改め、同表の2の事項中「17,500円」を「17,400円」に、「16,900円」を「16,800円」に、「20,000円」を「19,900円」に、「25,300円」を「25,200円」に改める。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 札幌恵庭自転車道線	北広島市西の里941番4地先から 北広島市西の里217番8地先まで	平成18.5.20

北海道告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 愛別当麻旭川線
- 3 道路の区域

区	間	前後変更の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡愛別町字本町346番2地先(一般国道39号交点)から上川郡愛別町字本町1439番1地先(河川敷地)まで		前	15.60mから 16.42mまで	210.87m	一般国道39号 重複L=15.09m
		後	10.70mから 28.06mまで		一般国道39号 重複L=15.09m

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第13号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年5月16日

北海道石狩支庁長 三好 昇

住所	名称	氏名	登録番号	登録取消年月日
札幌市中央区宮ヶ丘3丁目 ルーブル富士神宮外苑103	現代企画	崔 義秋 (中山義秋)	北海道知事(2) 石第02330号	平成18.5.8

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第81号

次のとおり一般競争入札による落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成18年5月16日

北海道警察本部長 樋口 建史

- 1(1) 落札に係る物品等の名称(1ℓ当たりの単価)及び数量(調達予定数量)

自動車ガソリン	JIS1号	33,000ℓ
自動車ガソリン	JIS2号	1,128,000ℓ
軽油	JIS1号	144,000ℓ
ガソリンエンジン用オイル	SL級マルチグレードタイプ	4,400ℓ
ディーゼルエンジン用オイル	CF級マルチグレードタイプ	1,200ℓ

- (2) 落札を決定した日

平成18年3月22日

- (3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 同盟石油株式会社
イ 住所 札幌市中央区南1条東1丁目2番地1

- (4) 落札金額

自動車ガソリン	JIS1号	1ℓ当たり	134円
自動車ガソリン	JIS2号	1ℓ当たり	122円
軽油	JIS1号	1ℓ当たり	103円
ガソリンエンジン用オイル	SL級マルチグレードタイプ	1ℓ当たり	1,300円
ディーゼルエンジン用オイル	CF級マルチグレードタイプ	1ℓ当たり	1,000円

- (5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- (6) 一般競争入札の公告
平成18年2月10日付け北海道警察本部告示第21号
- 2(1) 随意契約に係る物品等の名称(1ℓ当たりの単価)及び数量(調達予定数量)
航空タービン燃料油 J I S 3号 430,000ℓ
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成18年3月22日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 郷石油株式会社
イ 住 所 札幌市豊平区豊平1条2丁目2番1号
- (4) 随意契約に係る契約金額
1ℓ当たり 95円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-

